

一般社団法人中濃法人会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中濃法人会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県関市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(実施事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制、税務に関する調査研究並びに提言
- (3) 法律、経営、労務等に関する経営支援を目的とする事業
- (4) 地域社会の活性化と健全な発展を目的とする事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 本会は、前条に定める事業の推進に資するため、必要に応じて次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員企業並びに従業員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員企業の健全な発展を支援する事業
- (3) その他、前各号に定める事業に関連する事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 関税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)で、
本会の目的及び事業に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める所定の入会手続により申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会した会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会で弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときには、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、法令に規定する事項並びにこの定款で定める事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の総会において第16条第3項の書面を記載した目的及び審議事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長が総会を招集する。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上60名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、7名以内を副会長、15名以内を常任理事、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常任理事及び専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

選任及び退任にあたっては、理事会において別に定める規程に基づくものとする。なお、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては1名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を総会の決議によって、理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議によって選任又は解任する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。但し、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。但し、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長がこれに当たる。

第7章 正副会長会等

(正副会長会)

第37条 本会の事業を的確かつ効果的に運営するため、任意の機関として、理事会の決議により正副会長会を設置することができる。

2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事で構成し、役員人事について総会で参考意見を表明するとともに、事務局長を含む事務局の人事を運用する。

(支部及び部会)

第38条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、地域別に支部を置き、必要に応じて下部組織を設けるほか、青年部会及び女性部会を設置する。

2 支部、青年部会及び女性部会の組織並びに運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事業年度終了の日から3ヶ月以内に、理事会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて新年度の収入支出をすることができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第42条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会及び事務局等

(委員会)

第46条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要に応じて事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事、監事、顧問、相談役、委員及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 役員等に関する報酬等の支給基準
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 事業報告及び附属明細書
- (10) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書
- (11) 財産目録
- (12) 監査報告
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は後藤雄介、副会長は田中健児、古川浩二、北川豊晃、野田紘一、石丸秀樹、長屋勝彦、兼松政則、常任理事は吉田房雄、炭竈好司、栗倉元臣、長村節郎、辻守重、名和勘二、平田純一、羽田野優男、金子重伸、土屋由博、桑原和男、井尾達之、矢嶋良晴、佐合重光、大脇康司、専務理事は岩村伸一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 平成29年5月23日付け一部改正は、定款第6条第1項(法人の構成員)(2)賛助会員の末尾に「または個人」を追加し、平成29年4月1日に遡及して適用する。
- 5 令和6年9月26日付け一部改正は、①定款第16条第2項に「会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により副会長が総会を招集する。」を追加し、旧同条2項を3項に、旧第3項を4項に改める。②